給与支払報告書の提出について（お願い）

平素は、特別徴収事務について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、今年度も給与支払報告書の提出時期が近づいてまいりました。つきましては、弥富市専用の「給与支払報告書(総括表)」を同封いたしましたので、下記の点にご留意のうえ、ご提出くださいますようお願いします。

《留意事項》

○地方税法による提出期限は令和７年１月３１日(金)となっておりますが、本市事務処理の都合上、誠に恐縮ではございますが、１月10日(金)までの提出にご協力をお願いいたします。

○給与支払報告書(個人別明細書)の送付先は、令和７年１月１日現在の住所地となります。従業員の方に、住民登録地を確認していただいた上で送付をお願いします。なお、本市の住民基本台帳上、所在が確認できない方については個人別明細書を事業所へご返送させていただく場合がありますのでご理解ください。

○現在、愛知県下一斉に特別徴収を推進しております。普通徴収希望とご提出いただいた場合でも、普通徴収切替理由に該当しない場合においては、地方税法第３２１条の４の規定により、特別徴収義務者として指定させていただく場合がありますのでご理解ください。

○本市では受給者総人員が３人未満の事業所は希望により普通徴収としています。しかし、受給者総人員が３人以上の事業所において、「事務員がいない」「従業員の就退職が多いため事務が煩雑」「本人が普通徴収を希望」「パート・アルバイトしか雇用していない」等の理由では、普通徴収への切替は行えませんのでご承知ください。

○令和６年度より特別徴収税額通知の受取方法が変更しています。①紙（正本）を郵送で受け取る②電子データ（正本）をeLTAXで受け取る、のどちらかを選択していただくことになりました。電子データをご希望の際はeLTAXを使用して給与支払報告書を送信する必要があります。また特別徴収税額通知の送信の際に事業所のメールアドレスが必須となりますので、登録をお願い致します。詳しくは地方税共同機構のホームページをご参照ください。
https://www.eltax.lta.go.jp

【お問合せ先】
弥富市役所　総務部　税務課　市民税グループ
電　話：０５６７－６５－１１１１(代表)
内　線：２１５～２１７
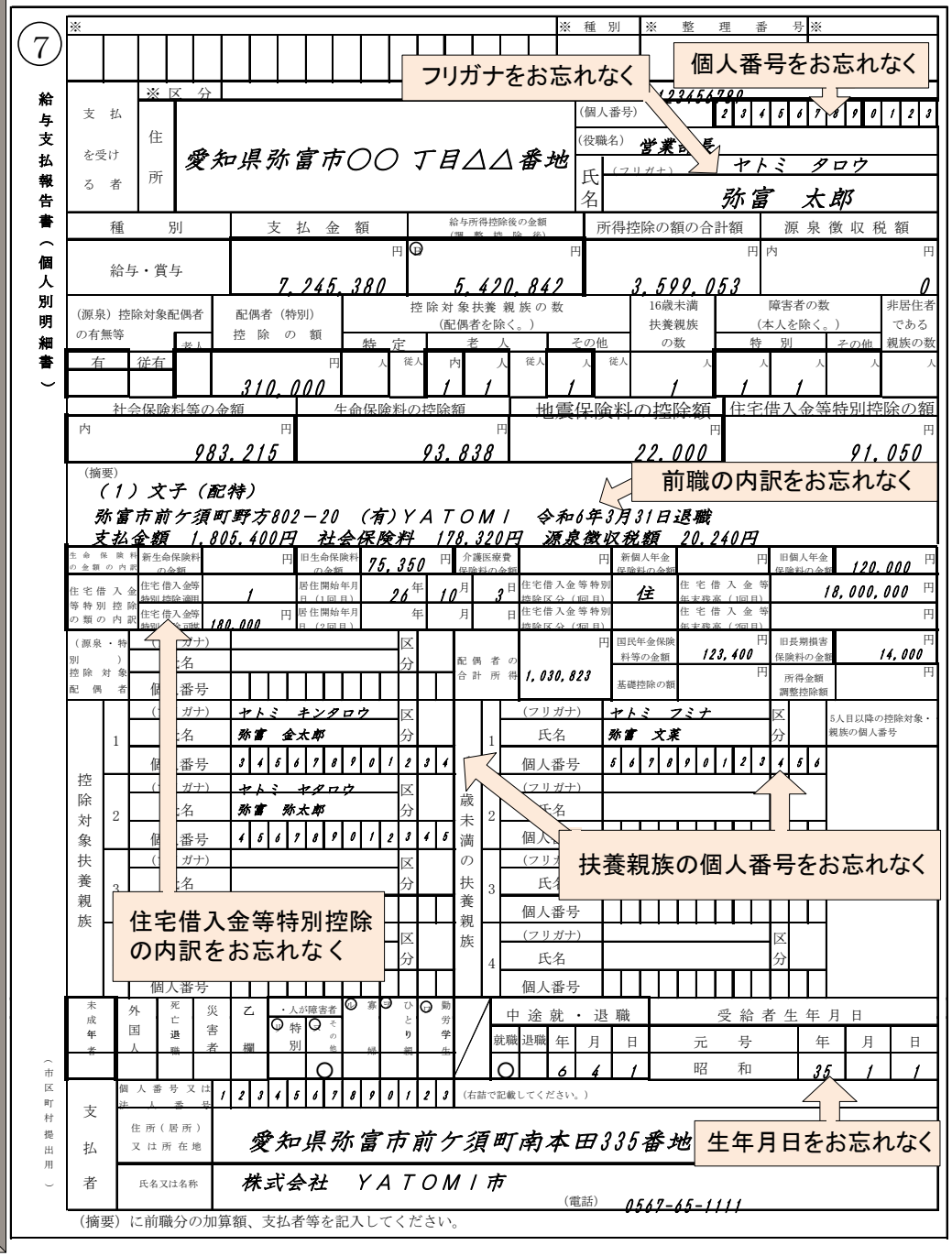
【給与支払報告書(個人別明細書)の記入例】